

令和４年度第１回 湯沢町地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和４年４月１８日（月）１３：３０～

会場：湯沢町役場 ３階大会議室

１．あいさつ

２．委嘱状の交付と委員の紹介

３．湯沢町地域公共交通活性化協議会について

（１）湯沢町におけるこれまでの取組（湯沢版 MaaS について）

資料 1～4

（２）湯沢町地域公共交通活性化協議会について

資料 5～8

４．議事

議題 1 監査員の選出について

議題 2 令和４年度事業計画(案)及び収支予算（案）と金融機関について

資料 9、10

議題 3 湯沢町公共交通計画の策定について

資料 11、12

５．その他

No	所属	役職	氏名	備考	委員 区分No	協議会委員区分
1	湯沢町	町長	たむら まさゆき 田村 正幸	会長	(1)	関係する都道府県 又は市区町村
2	湯沢町 産業観光部 観光商工課	部長兼課長	なぐも つよし 南雲 剛		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
3	湯沢町 健康福祉部 福祉介護課	課長	なぐも しげゆき 南雲 重幸	欠	(1)	関係する都道府県 又は市区町村
4	湯沢町 子育て教育部 教育課	部長兼課長	ふるかわ けんいち 古川 健一		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
5	湯沢町 子育て教育部 子育て支援課	課長	まるやま よしかず 丸山 由和		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
6	新潟県 交通政策局 交通政策課	課長	さいとう まさゆき 齋藤 昌幸		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
7	新潟県 南魚沼地域振興局 企画振興部	参事	さとう ひろ幸 佐藤 浩幸		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
8	東日本旅客鉄道株式会社 越後湯沢駅	駅長	ちよ たつひこ 千代 達彦		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
9	北越急行株式会社 営業企画部 営業企画課	課長	くわばら のぶゆき 桑原 信之		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
10	南越後観光バス株式会社	取締役 兼合部長	かわかみ よういち 川上 洋一		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
11	株式会社エンゼル観光 本社営業所	所長	たかはし てつや 高橋 哲也		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
12	湯沢町タクシー協会	ゆざわ魚沼タクシー(株) 営業部長	ふかい しずお 深井 静男	(同席) (株)アサヒタクシー専務 田端 嘉久	(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
13	国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課	課長	たきざわ ひでのり 瀧澤 秀則	(代理出席) 建設専門官 山本登美男	(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
14	新潟県 南魚沼地域振興局 地域整備部 計画調整課	課長	なかがわ しゅんいち 中川 俊一	欠	(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
15	湯沢町 地域整備部 建設課	課長	みやた あきら 宮田 玲		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
16	国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課	課長	たままき ふみなり 玉巻 史成		(3)	地方運輸局
17	国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	しまや たかゆき 島谷 尚之		(3)	地方運輸局
18	国立大学法人長岡技術科学大学 都市交通研究室	教授	さの かずし 佐野 可寸志	副会長	(4)	学識経験者
19	大字三国代表町内会長	浅貝町内会長	わたぬき とみお 綿貫 富雄		(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
20	大字三俣代表町内会長	三俣1町内会長	たかはし かずお 高橋 和男	欠	(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
21	大字神立代表町内会長	栄町町内会長	まつやま まさひろ 松山 正博		(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
22	大字土樽代表町内会長	滝ノ又町内会長	なぐも えつお 南雲 悦夫		(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
23	大字湯沢代表町内会長	湯元町内会長	やまもと しげまさ 山本 茂正		(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
24	南魚沼警察署 交通課	課長	たかはし ますえ 高橋 益栄		(6)	関係する公安委員会
25	南越後観光バス株式会社 労働組合	執行委員長	ありま しんご 有馬 真悟		(7)	関係する交通事業者の 運転者が組織する団体
26	一般社団法人 湯沢町観光まちづくり機構	代表理事	おか あつお 岡 淳朗		(8)	その他協議会が 必要と認める者
27	社会福祉法人 湯沢町社会福祉協議会	事務局次長	すみや ひろし 角谷 洋		(8)	その他協議会が 必要と認める者
28	湯沢町商工会	事務局長	なぐも けんいち 南雲 健一		(8)	その他協議会が 必要と認める者
事務局	湯沢町 総務部	部長	たむら まさかず 田村 雅和		事務局	事務局長
事務局	湯沢町 総務部 企画政策課	課長	とみざわ まさふみ 富沢 雅文		事務局	事務局次長
事務局	湯沢町 総務部 企画政策課 企画係	係長	ひらが だいすけ 平賀 大裕		事務局	事務局員
事務局	湯沢町 総務部 企画政策課 企画係	主事	やまざき りょうた 山崎 涼太		事務局	事務局員
事務局	株式会社ドーコン	地域活性化起業人	おみの ともり 小美野 智紀		事務局	事務局員

令和4年度 第1回 湯沢町地域公共交通活性化協議会 席次表

令和4年4月18日 午後1時30分
湯沢町役場3F大会議室

湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長		湯沢町長	
------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--

湯沢町におけるこれまでの取組（湯沢版 MaaS について）

MaaS（マース）とは・・・

MaaS（Mobility as a Service）とは、バスやタクシーなど複数の交通手段を統合し 1 つのサービスとして提供することで移動利便性を向上させるもの。

1. 湯沢版 MaaS の経緯

湯沢町では、ほとんどの家庭が自家用車を有しており、路線バスや電車といった公共交通については、利用者が通学や一部の高齢者に限られている。一方、年間 400 万人近い方が訪れる観光地でありながら、新幹線の停車駅である JR 越後湯沢駅から各観光地又は宿泊施設やスキー場等のレジャー施設への二次交通は、その多くを各施設の送迎バスに依存した効率の悪い交通環境となっている。

そうした状況にあって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から地方分散の流れができたことを機に、新潟県が人や企業を呼び込むための策として、地域活性化リーディングプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を立ち上げ、このプロジェクトの一環として、湯沢町において交通環境整備実証運行「湯沢版 MaaS」の取組みを実施した。

○令和 2 年度・・・町内の資源調査実施（県予算）

（観光地や宿泊施設、リゾートマンション等の町内の資源の調査）

○令和 3 年度・・・夏期シーズンに実証運行実施（県・町予算）

2. 令和 3 年度湯沢版 MaaS 実証内容

実施主体：湯沢版 MaaS 推進協議会（構成：県、町、観光まちづくり機構）

実施期間：令和 3 年 7 月 16 日（金）～9 月 12 日（日）59 日間

実証内容：町民及び来訪者にとって効率的で利便性の高い交通環境整備を図るための実証着眼点（課題）

- ・越後湯沢駅周辺の回遊性向上

町の中心部には、商業施設や病院等、主要施設が立地しているが回遊性に乏しい。

- ・既存のホテル送迎バスの活用

路線バスと宿泊施設やスキー場等の送迎バスなどとの機能的な重複があり、限られた輸送資源を無駄にしている。

- ・バスとタクシーを組み合わせ、需要に応じた効率的な運行

観光地として来訪者及び町民の双方の需要に応じた利用しやすい環境が必要。

- ・岩原地区の利便性向上

居住者が増加しているリゾートマンションが多く立ち並ぶ岩原地区と中心部の移動利便性の向上。

- ・夜間のバス運行

①湯沢～市街地循環～岩原シャトル（グリーンライン）

運行事業者：南越後観光バス㈱

運行時間：9：00～18：21

ルート：越後湯沢駅周辺の回遊性の向上を目指し、岩原に設置した乗り換え拠点「岩原トランジットセンター（以下「岩原TC」という。）」を起点として、役場、越後湯沢駅（東口）、湯沢町保健医療センター、ショッピングセンターのぐちハーツ店・コメリ等を巡回するシャトルバス

②湯沢～岩原～中里シャトル（パープルライン）

運行事業者：エンゼル観光㈱

運行時間：8：30～21：48

ルート：エンゼル観光㈱が運行する既存のホテル送迎バスを活用し、エンゼルグランドディア越後中里から、フィッシングパークや岩の湯、岩原TC、役場を経由して越後湯沢駅西口案内所まで運行するシャトルバス。また、既存のホテル送迎バスが22時近くまで運行しているため、夜間のバス運行の要素もこの路線で実証。

③一括定額タクシー

バスによる効率的な循環が難しい地域については、タクシーを組み合わせ、需要に応じた効率的な運行を目指す。

運行事業者：ゆざわ魚沼タクシー㈱、㈱アサヒタクシー

（統括：新潟県ハイヤータクシー協会）

運行時間：岩原エリア 9：00～22：00 土樽、旭原エリア 9：00～17：00

エリア：（1）岩原エリア 岩原TCから半径おおむね2.2Kmの範囲

（2）土樽エリア 土樽・松川町内から岩原TCまでの間

（3）旭原エリア 旭原・谷後町内から岩原TCまでの間

④乗車チケットの料金定額化（サブスクリプション）及びクーポン付与

- ・①、②のシャトルバス及び既存の路線バス（旭原線、土樽線）を、全国初の試みとして期間定額料金サービスで実施。一括定額タクシーは県内初。
- ・外出を促進するため、町内の飲食店等に協力を依頼し、クーポン特典を実施。

■チケット「yuûmo」（ユーモ）

券種		価格	
yuûmo (バス)	2 日 券	500 円	
	5 日 券	1,000 円	
	1 ヶ月 券	3,000 円	
	回数券 (5 回)	1,000 円	
yuûmo (タクシー)	岩原エリア	1 週間 (4 回)	3,000 円
		1 ヶ月 (12 回)	8,000 円
	土樽エリア	1 週間 (4 回)	4,000 円
		1 ヶ月 (12 回)	10,000 円
	旭原エリア	1 週間 (4 回)	4,000 円
		1 ヶ月 (12 回)	10,000 円

※町民限定シャトルバス無料乗車体験

町民が実証運行開始の3日間で（7/16～18）シャトルバスに体験乗車してもらえよう yuûmo（バス）2日券の配布（引換券と交換）を実施（7/11の広報ゆざわで周知・引換券印刷）

⑤岩原トランジットセンター（岩原TC）の設置

実証運行するバスやタクシー、既存路線バスの乗換拠点を岩原（エンゼルリゾート向い駐車場）に設置し、待ち時間も楽しんでいただけるような空間創出を工夫。

- ・イス、パラソルの設置 ・マルシェの募集・開催
- ・電子看板（デジタルサイネージ）でシャトルバスと既存路線バスの情報を一体的に情報提供

⑥民間事業者のレンタル自転車との連携

- ・（株）エンゼル：シェアサイクル「ecobike」（エコバイク）
- ・雪国観光舎：レンタサイクル「旅チャリ」

3. 令和3年度湯沢版 MaaS 実証結果

(1) シャトルバス

■乗降者数

実証内容	乗降者数	特記事項
シャトルバス	22,623 人	
①グリーンライン	2,752 人	・湯沢駅とのぐちハーツ店で乗降する方が多い傾向がある ・日々の乗降者数は一定しており、日常的な利用目的の傾向がある
②パープルライン	19,871 人	・既存のホテル送迎バスであることから、ホテル宿泊者数によって日々の乗降者数が大きく変化する。 ・フィッシングパーク利用者や、夜間の利用者もある程度いる。

■シャトルバスチケット販売及び配布枚数

券種		価格	販売	売上	配布		
					町民 体験	既存利用者	
						宿泊	マンション
yuûmo (バス)	2 日券	500 円	333 枚	166,500 円	112 枚	2,805 枚	123 枚
	5 日券	1,000 円	33 枚	33,000 円		1,118 枚	83 枚
	1 ヶ月券	3,000 円	22 枚	66,000 円		468 枚	280 枚
	回数券	1,000 円	40 枚	40,000 円			
	合計		428 枚	305,500 円	112 枚	4,391 枚	486 枚

※配布について

- ・町民体験：町民限定シャトルバス無料乗車体験で交換配布した枚数
- ・既存利用者：パープルラインは、既存のホテル送迎バスであるため、既存利用者に対して配布したもの（既存利用者：エンゼルグランディア越後中里宿泊者、エンゼル観光と協定しているマンションを利用しているオーナー）。配布にあたり、(株)エンゼルから協力金（500 万円）を領収。

(2) 一括定額タクシー

券種			価格	販売	売上	モニター
yuûmo (タクシー)	岩原エリア	1 週間（4 回）	3,000 円	7 枚	21,000 円	
		1 ヶ月（12 回）	8,000 円	0 枚	0 円	
	土樽エリア	1 週間（4 回）	4,000 円	0 枚	0 円	2 名
		1 ヶ月（12 回）	10,000 円	0 枚	0 円	
	旭原エリア	1 週間（4 回）	4,000 円	0 枚	0 円	3 名
		1 ヶ月（12 回）	10,000 円	0 枚	0 円	
	合計			7 枚	21,000 円	5 名

※モニターについて

一括定額タクシー「土樽」及び「旭原」エリアについては、実証運行終盤になっても利用者がいなかったため、急遽、モニターツアーを企画し各地区の免許返納者等に声をかけさせていただいたが、参加者が集まらなかったため、最終的に町内会長又は民生委員に依頼して参加をいただき、感想を伺った。

(3) クーポン利用

- ・協力店舗数：19 店舗
- ・クーポン利用者数：242 人
- ・クーポン利用が多かった店舗

協力店舗	クーポン特典	利用者数
湯沢釜蔵総本店	チケット提示で会計から 20%OFF	89 人
そば処しんばし	チケット提示でソフトドリンク 1 杯無料	80 人
ぽんしゅ館越後湯沢店	啤酒利用者へメダル 1 枚サービス 又は、酒風呂湯の沢料金半額、貸タオル付	58 人

(4) 総括

- ・乗降者数は、実施期間（7 月 16 日～9 月 12 日）が首都圏の緊急事態宣言と重なり、観光客数が少なかったことの影響を受けた。
- ・利用者の 90%以上が町内の移動が便利になったと思うと回答し、特に駅周辺の回遊性の向上や、宿泊施設送迎バスの活用による利便性の向上が評価された。
- ・越後湯沢駅周辺市街地の巡回について満足度が高かったことから、今後の交通環境整備を図る上で必要な要素であると考えられる。
- ・クーポン利用実績を見ると、越後湯沢駅周辺の酒を提供する飲食店の利用が多かったことから、夜間のバス運行についても、一定のニーズがあるものと考えられる。
- ・外出頻度の向上に関して、料金定額化（サブスクリプション）は有効であると考えられる。
- ・定額タクシーについては、乗降できる場所や料金について改善をしなければ、本格運行はできないと考えられる。
- ・乗換拠点について、待ち時間を楽しんでもらえるような空間創出やマルシェの開催といったこと通じて、地域コミュニティの場としての可能性も感じられた。

(資料) アンケート結果等

資料 2：一括定額タクシーモニター等からの意見

資料 3：岩原 TC に届いた利用者の声

資料 4：シャトルバス利用者からのアンケート結果

問 1 現状の公共交通への意見があれば教えてください。

- バスの本数を増やす。コミュニティバスがあればよい。(土樽・64 歳)
- 定期運行バスが無人で走っているのはもったいないと思う。自分が自家用車運転をできなくなれば、当然必要になるが現状では実感がない。(土樽・70 歳)
- 今後谷後方面は便数がすくないので、もう少し本数を増やしてほしい。(谷後・67 歳)
- バスと新幹線の乗継時間が合わないようなのでもう少し検討してほしい。(谷後・67 歳)
- バスの本数が少ない(旭原・63 歳)

問 2-1 定額タクシーと実証実験バスを利用してみたの満足度を教えてください。

①大変満足< 2 > ②やや満足< 2 > ③やや不満< 1 > ④大変不満< 0 >

問 2-2 問 2-1 の満足度とした理由を教えてください。

- <大変満足>自分で運転しないのでよい(土樽・64 歳)
- <やや満足>自分で運転しないので楽だった(土樽・70 歳)
- <やや不満>乗継とタクシー会社に連絡するのが大変です。(谷後・69 歳)
- <やや満足>時間が思いのほかスムーズにいました。(谷後・67 歳)
- <大変満足>家まで来てくれる、待ち時間もあまりない(旭原・63 歳)

問 3 タクシーとバスの乗り換えについてご意見があれば教えてください。

- バスの本数を増やす。コミュニティバスがあればよい。(土樽・64 歳)
- 足腰の悪い方は荷物を持ちながらの乗り換えは大変だと思う。(土樽・70 歳)
- とても不便。乗り換え時間が不便(谷後・69 歳)
- 目的地まで直通で行けたらよかった(谷後・67 歳)
- 特に問題なかった

問 4-1 今後、本事業が継続する場合また利用したいですか。

①また利用したい< 1 > ②しなくてよい< 4 >

問 4-2 問 4-1 のように回答した理由を教えてください。

- <しなくてよい>見直してほしい点がある。(土樽・64 歳)
- <しなくてよい>今は自分で運転出来るので自家用車で対応できるが、今後免許返納後の買い物・外出にユーモは便利かと思う。(谷後・69 歳)
- <しなくてよい>今は車があるので利用しないと思うが免許を返納したら検討したい。(谷後・67 歳)
- <また利用したい>高齢になって、車の運転が難しくなってきたときには使いたい。(旭原・63 歳)

問 5 本事業は現在の公共交通の代替案となりますか。

①はい< 2 > ②いいえ< 3 >

【対象者依頼時（断られた際）にいただいたご意見】

- ・腰が痛くて協力できない。（お年寄りにとって「乗換え」は抵抗があるのかも）（旭原 80 代女性）
- ・既存の路線バスであれば湯沢駅まで乗り換えなしで行ける。岩原で乗換えすることが考えられない。料金も高い。利用してみるまでもない。バスがエンゼルまでではなくもっと近くまで来てくれればいい。（松川 60 代女性）
- ・免許を返納したので路線バスに 100 円で乗車できる。これまでは湯沢までの往復に 600 円くらいかかっていたが、安く利用できて助かっている。また、路線バスもフリー乗車区間のため、家の前から乗車して、帰りも家の前で降りれる。今のままでもありがたいと思っている。日頃の用事は湯沢病院への通院。その際にのぐち本店で買い物もできる。近所の人に聞いてみても、今回の企画ではだれも利用しないと言っていた。のぐち（ハーツ店）やコメリには、子どもたちが休みの時に車で連れて 行ってくれる。（土樽 80 代女性）
- ・今は、路線バスで湯沢駅まで行き、電車に乗り換えて南魚沼市内の駅で下車し市内の病院までタクシーを利用して行ったりしている。それをなぜ、町内においてまで乗り換えをして湯沢駅まで行かなければいけないのか。高齢になると、乗り降りがとても負担である。いったい誰がこのルート考えたのか、町長に話をしようと思っていた。この度の企画はマンション住民向けのように思う。昔から町に税金を納めていた町民のことも考えてほしい。税金の無駄遣いだと思う。（土樽 80 代女性）
- ・車がないと話にならないので、利用しない。（松川 60 代男性）
- ・車があるので利用する必要ない。（土樽 80 代女性）

■ 利用者の声(岩原トランジットセンター)

- ・リゾートマンション所有,タクシー券について問い合わせバスが遅い時間まであるのがありがたい。(40代男性)
- ・医療センターへ行くために利用したい。(70代女性)
- ・車を手放したので 助かる。(60代男性・マンションオーナー)
- ・湯沢病院前に直接行けるからとても便利で嬉しい(80代女性・岩原エリアマンションオーナー)
- ・湯沢駅まで行ける定額タクシーがあればよい(岩原エリアマンションオーナー)
- ・レンタルサイクルをもっと気軽に借りれるシステムにならないか？(70代男性・岩原エリアマンションオーナー)
- ・Maasバスは最高！飲みに行けるので便利。(65才男性・岩原マンションオーナー)
- ・バス停の場所がよくわからない。MAPを見てもわからない。わかりづらいとの事。(70代女性・岩原エリアマンションオーナー)
- ・冬場も継続してくれれば嬉しい。(50代男性・岩原エリア移住者)
- ・バスを使ってワクチンを打って、買い物してきました！とっても便利！ずっとあればいいのに！(50～60代女性)
- ・本格的に運用するならスポーツメント2の前まで来てほしい。(70代男性・スポーツメント2 オーナー)
- ・便利なので秋以降も継続してほしい。(岩原エリアマンションオーナー)
- ・回数券があると嬉しい。(岩原マンションオーナー)
- ・オーロラプールで夏休みのバイトを始める子供のために1ヶ月定期券を購入。送迎の負担が減ってとてもありがたい。
大源太在住なので旭原線を利用予定だが日曜祝日に減便されることが少し残念です。(40代男性)
- ・小学生の娘が夏休み期間に学童を利用予定なので1か月定期券を購入。(40代女性)
- ・今日も2日券購入。この券のおかげで以前は夜の外出などほとんどしなかったが、楽しい外出ができています。来月年金が入り次第、1か月券を購入予定。
本当に感謝している。(60代男性)
- ・湯沢駅構内に新しく設置されたMaaSの案内版は良いのだが、表示が細かく難解で年配の我々には一読では理解しがたい。また、タクシーの利用方法の詳細がほとんど示されていないのでわかりづらい。もっと、様々な場所にMaaSの広告を出して欲しい。(70代男性・エンゼルマンションオーナー)

実績報告(利用者の声)

■ 利用者の声(岩原トランジットセンター)

- ・ 広告宣伝が足りないようで、このyuûmoパスを知らないマンションオーナーが多いと感じている。(70代男性)
- ・ エンゼルグランディア系列のマンションの管理室とエンゼルグランディアではユーモの説明内容が違ふこともあり、全体会議などをして統一して欲しい。(70代男性・マンションオーナー)
- ・ スーパーのぐち利用のためグリーンを利用したが、バスの本数が少ないため買い物時間に費やせるのが1時間で短くて大変だった。(70代女性)
- ・ バスの停留所がわかりにくく理解しづらい為、シニアには混乱して使いづらい。黄色い目印がある場所と従来のバス停のみで黄色の目印がないところがあるので停留所かどうかわかりにくく、ややこしい。
※Maasが使えるバス停をライン毎の統一したわかりやすいものにしてもらいたい。
知り合いのシニア方が使いたいのになかなか説明できない。(50代女性・地元住民)
- ・ バスがこれからもずっとあればいいなあ～。知らない人もいるからもっと宣伝したほうがいい。(70代男性)
- ・ バスに乗ったらチケットがないと乗れないと言われた。バス停留所に「バス内ではチケットは購入できない」と書いてほしい。(70代ご夫婦)
- ・ 3日間毎日バスに乗車している中で2度ほどチケット未購入の為バスに乗車できず駅までのワンウェイにしか使用しないから回数券購入は高すぎると不満を述べている人を目撃した。(5日券購入の60代女性)
- ・ せっかく目立つ良い場所にあるのだから、マルシェを定期的で開催したほうが良い。マンション住人は地場の新鮮野菜などを求めているし、地元農家さんも直接売場があれば良いはずだ。(40代マンションオーナー様男性)
- ・ 岩原定額タクシー券をご購入にきましたが、岩原⇄駅周辺は使用できない旨ご案内したところ購入ならず(30代男性)。
- ・ yuûmoの「乗り場案内」を改札中にあったほうがわかりやすい(40代外国男性)
- ・ 通勤に使わせてもらっていて助かっています(岩原マンション在住者)
- ・ ビンゴアンケートは簡単でとても良い案ですね！
- ・ 買い物用途に2日券を事前購入したが、今日のように雨天の場合など利用日付を変更したいのに(日付が記入済みの為)できないのが不便。やはり回数券が良い。(70代マンションオーナー様女性)
- ・ 新幹線最終到着に合わせた終バスがあると便利だ(30代男性)
- ・ 病院を利用するのに、1時間に一本程度バスがあって便利である。

実績報告(利用者の声)

■ 利用者の声(岩原トランジットセンター)

- ・バス初回利用時にもウェブアンケートに回答したが、買い物、レジャー利用など大変便利なので
なくならないでほしい(70代マンションオーナー夫婦)
- ・フジロック期間中グリーンラインが運休していることをもっときちんと知らせるべきである
(70代男性)
- ・マンションオーナーの友人同士での誘いあつてのバス利用。友人と出かけることもでき、便利。
無くならないで欲しい。(70代マンションオーナー女性組)
- ・9月12日実験終了のあと、また次の実験などの予定は決まっているのか？夏と冬の期間だけ動い
てくれば良いのだが(70代男性)
- ・1回券がないからユーモは使いづらい。2日間連続は使わないから(岩原エリア在住者)
- ・バス、すごく助かっている！→1か月券+2日券を3回以上ご購入。
(岩原エリアマンションオーナー)
- ・自転車は電動じゃないの(岩原マンションオーナー)
- ・実際に運行になる日を楽しみにしています(50代ご夫婦)
- ・自転車は現金で借りれますか？(電話問い合わせ)
- ・バスは便利だが、買い物帰りは重い荷物もあるので高齢者だと距離が辛い為、マンション近くに
停留所が欲しい(ロイヤルプラザ居住者)
- ・岩原にマンションがあるが、交通が不便だったのでyuumoはすごく便利です。通年運行してくれ
ると嬉しい。
- ・バスはとても便利で今後も継続して頂きたいが、yuumoを未だに知らない人が多いのが残念。同
じマンションでも知らない人もいる。ポスターはパッと見てもわかりずらく、しっかり読まない
と何のことかわからない、その為、興味を持たずバスを知らない人もいるのもったいない。
中高年がパッと見てもわかるようにポスターをもっとわかりやすいデザインにする必要がある
し、きちんとPRすべきだ。
- ・トランジットセンターなんて洒落た名前じゃ何処にあるのかわからない。
- ・足が悪いので路線バスは使いにくく、普段は買い物や通院にタクシーを利用しているが今回の
マースのおかげで交通費の月額が1/3に減り、とても有難い。是非今後も続いて欲しい。
(70代女性マンションオーナー)
- ・タクシー1週間券をご購入の上、TC→岩の湯、→ピットーレ、→TCにお戻りになられたお客様が
大満足とのこと。(50代マンションオーナー様)
- ・今日も夜の食事外出のためにチケットを購入。夜遅くのバスは大変便利だった。なくなっていま
うのが残念。(60代男性)
- ・このバスは明日で終わりか？というお問い合わせが複数ありました。

- 実証実験バスの利用者を対象に、バス車内で回答できるビンゴ型のアンケートを実施
- より細かな分析のためにインタビュー形式でのアンケート調査も追加実施

＜調査の目的＞
利用者を対象に調査を行い、①町民・来訪者の満足度向上、②町民・来訪者の行動変容の二つについて効果が得られたかを把握する

○ビンゴ形式のアンケート調査票

アンケート調査票

1 yuumo の利用について、お聞きします。

1-1 yuumo をどのように知りましたか。(1つだけ)

1-2 yuumo の入手とその券種について教えてください。(各々1つだけ)
※タクシーは利用者のみ

1-3 yuumo の利用目的を教えてください。(いくつでも)

1-4 yuumo によって、町内の移動が便利になったと思いますか。(1つだけ)

1-5 yuumo の良かった点を教えてください。(いくつでも)

1-6 公共交通の利便性が向上することにより、湯沢町への再訪問や暮らしの安心に繋がりますか？(1つだけ)

2 あなたのおでかけ状況について、お聞きします。

yuumo がきっかけで、ご自宅や滞在先からのおでかけは増えそうですか。

3 あなたご自身について、お聞きします。

● 居住地域

● 年齢

○インタビュー調査の実施
項目：おでかけの増加回数、改善要望など



バス車内で回答でき、回答も簡単のため多くの回答が得られた。

- 住民、来訪者ともに町内の移動が便利になったと思うもしくはややそう思うの合計が90%以上

⇒ 利用者のほとんどが町内の移動利便性が向上したと実感

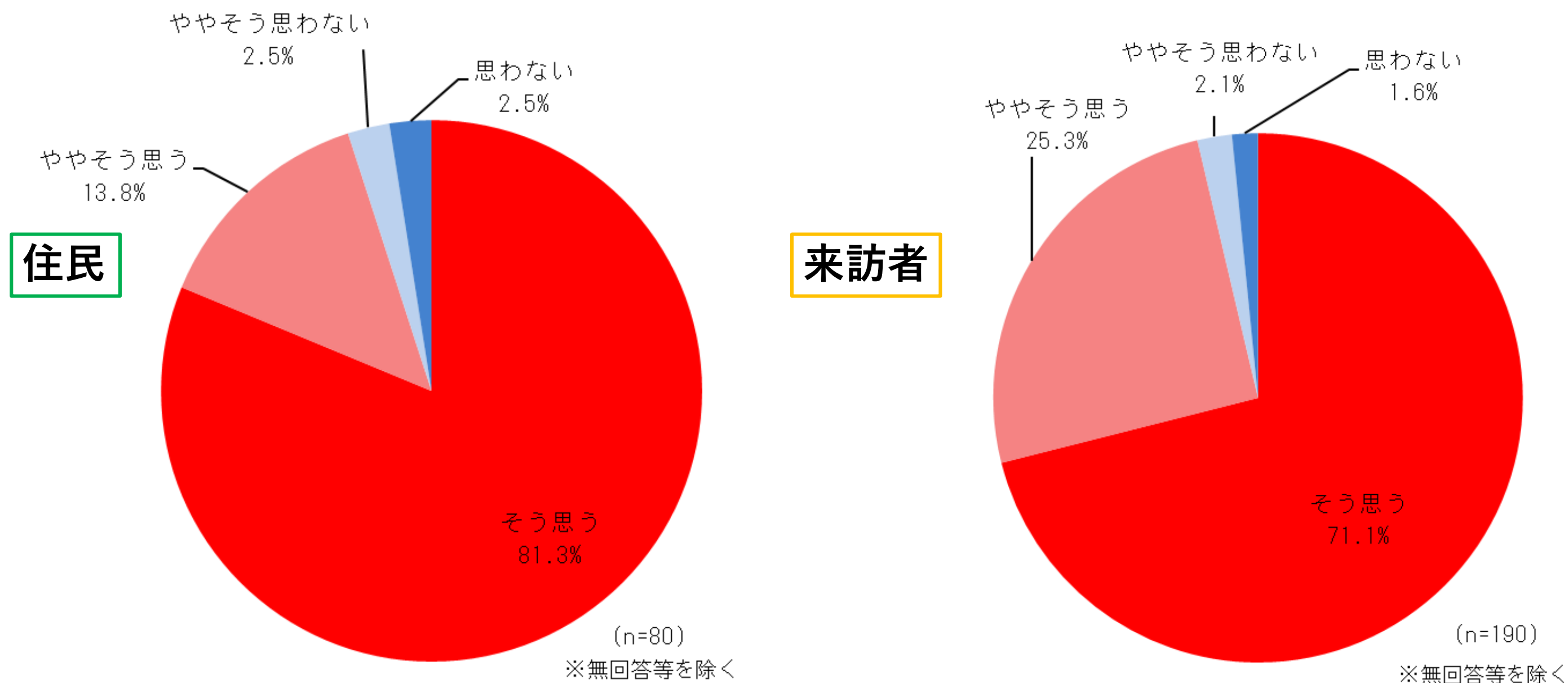


図 yuûmoによって町内の移動が便利になったと思うか

- yuûmoの良かった点として、住民・来訪者どちらも市街地循環、越後湯沢駅～岩原間が便利を多く選択
→駅周辺の回遊性の向上や、宿泊施設送迎バスの活用による利便性の向上が利用者に評価された
- 岩原TCの待合環境も一部で評価され、インタビュー調査等でも高評価の声が聞かれた

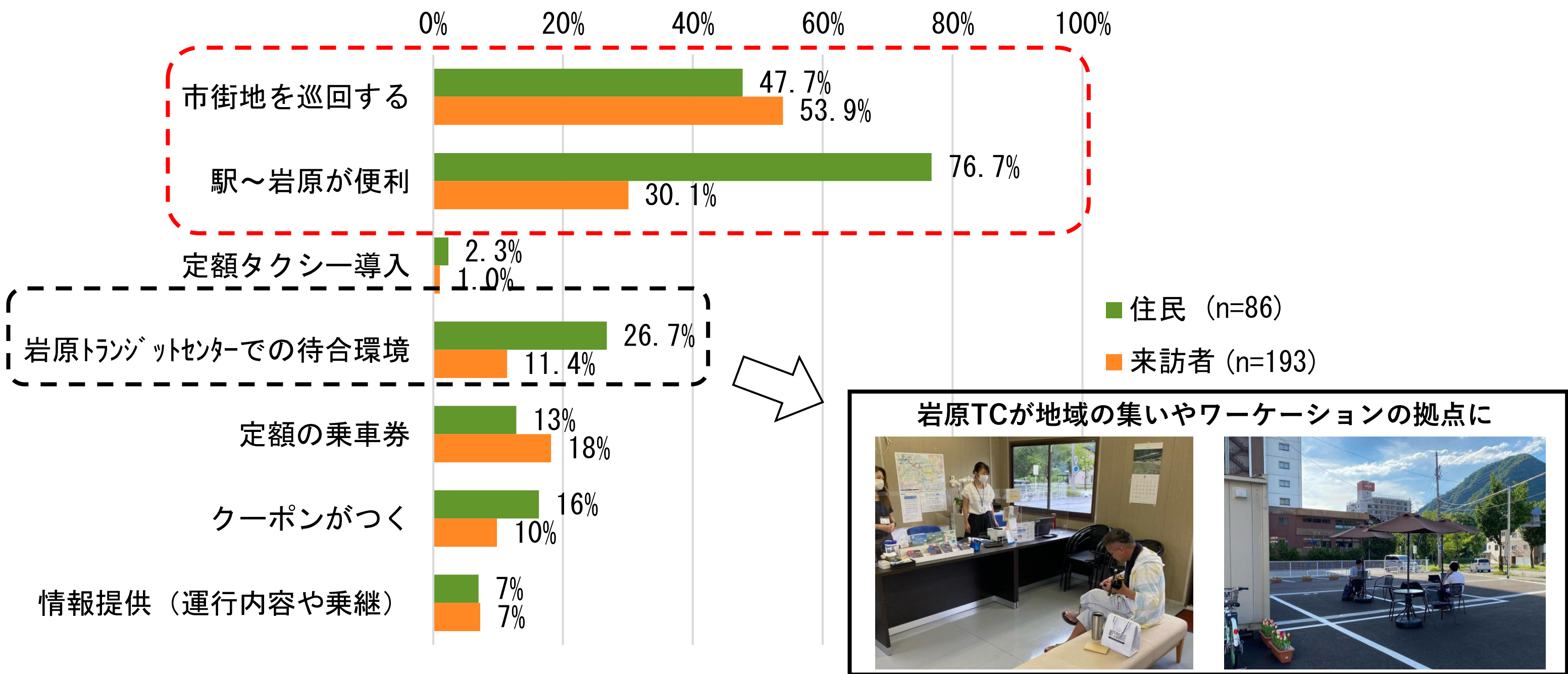


図 yuûmoの良かった点（複数回答可）

- 住民の利用目的として買い物、食事、通院が多い
→住民の日常生活を支える交通手段となっていると考えられる

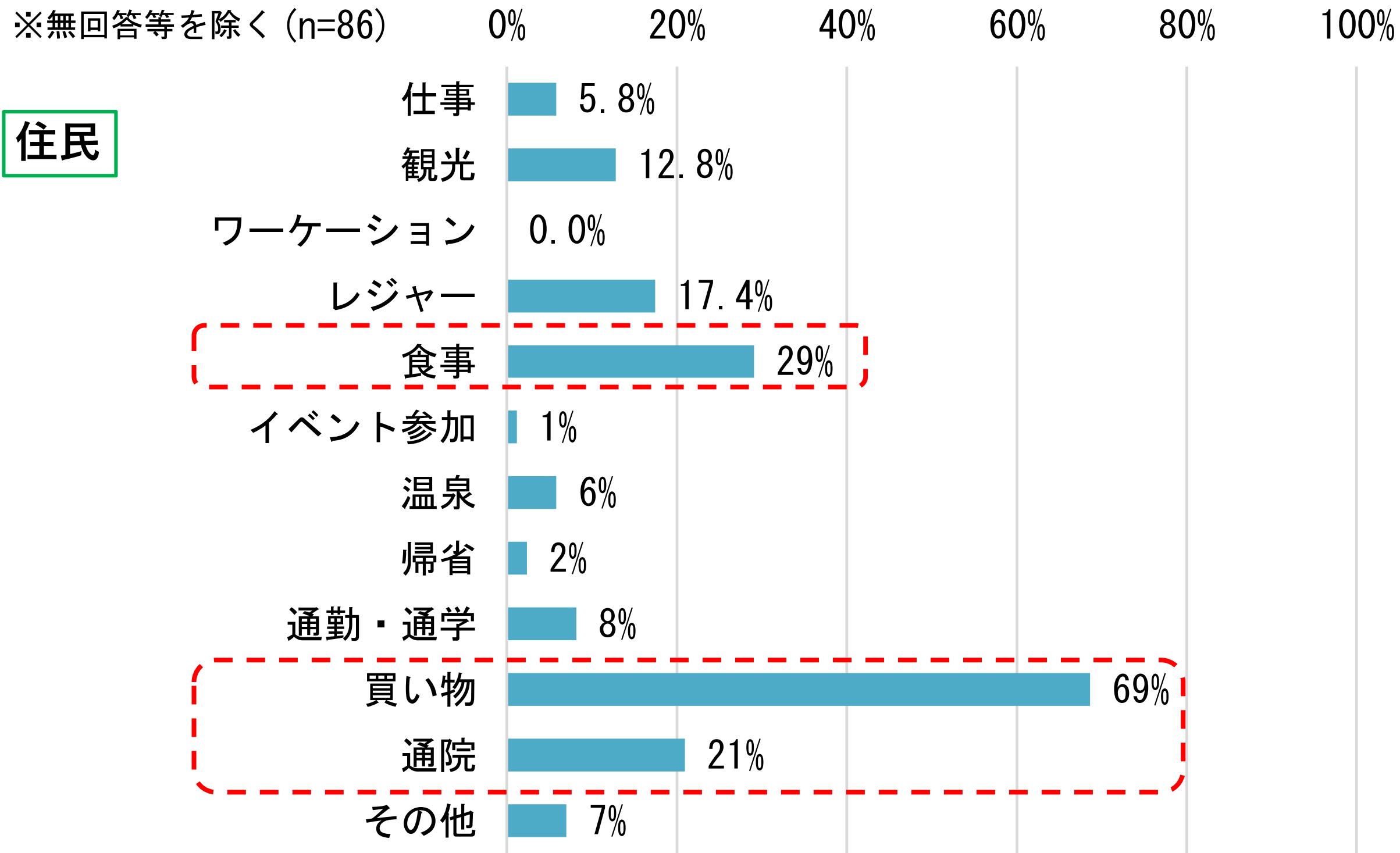


図 住民のyuûmoの利用目的（複数回答可）

- 来訪者の利用目的としては観光、レジャーが多いことに加え、食事や買い物も次いで多い
→観光、レジャーのみではなく、幅広い利用をされている

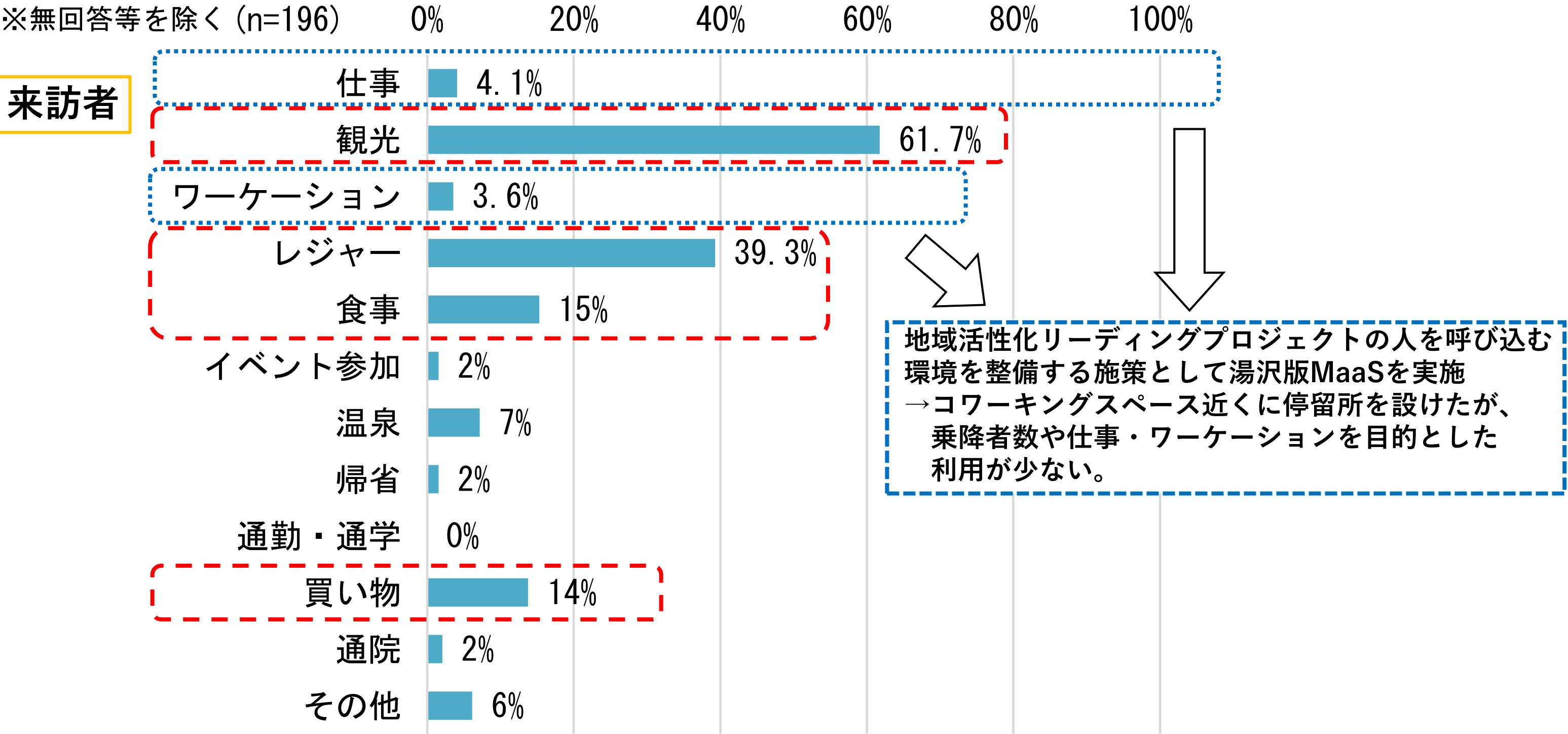
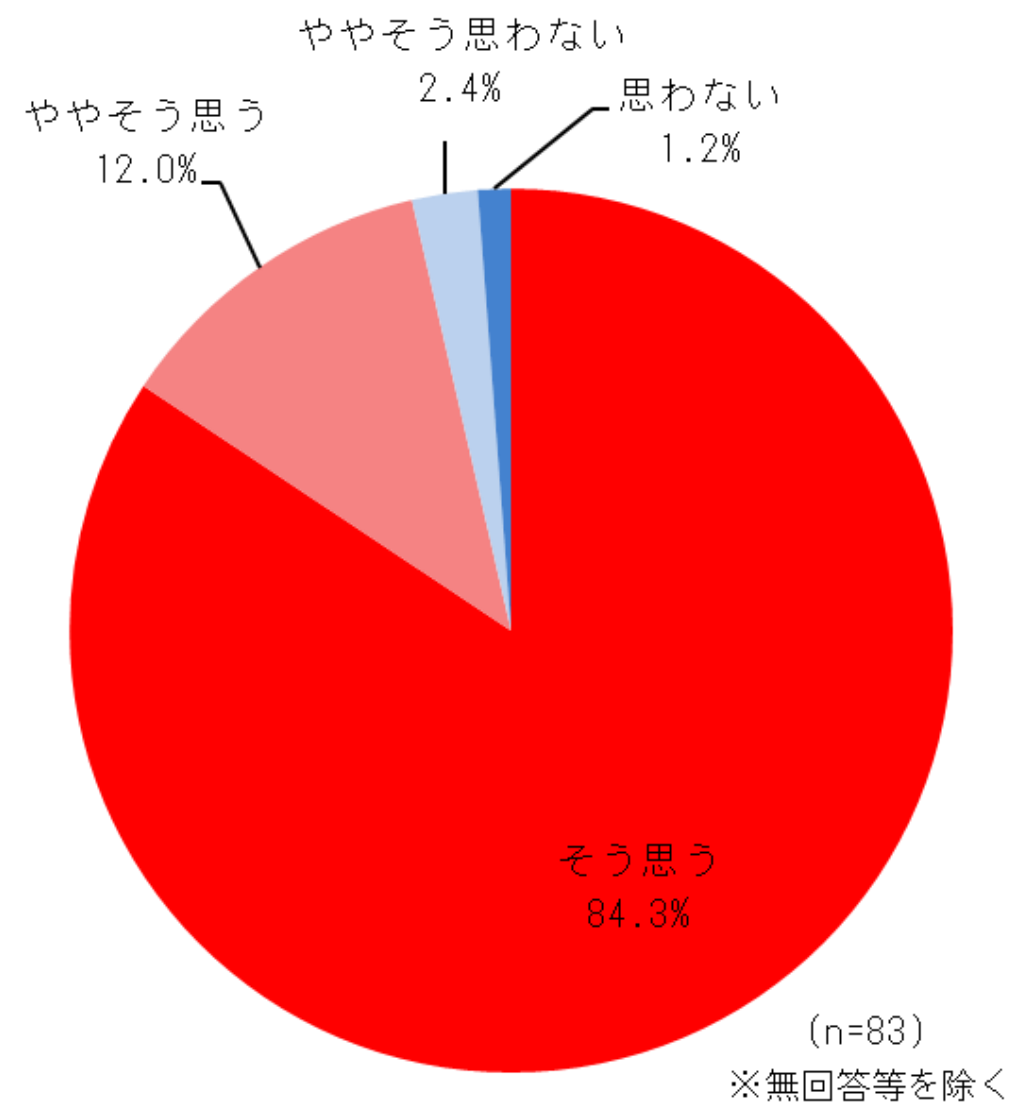


図 来訪者のyuûmoの利用目的（複数回答可）

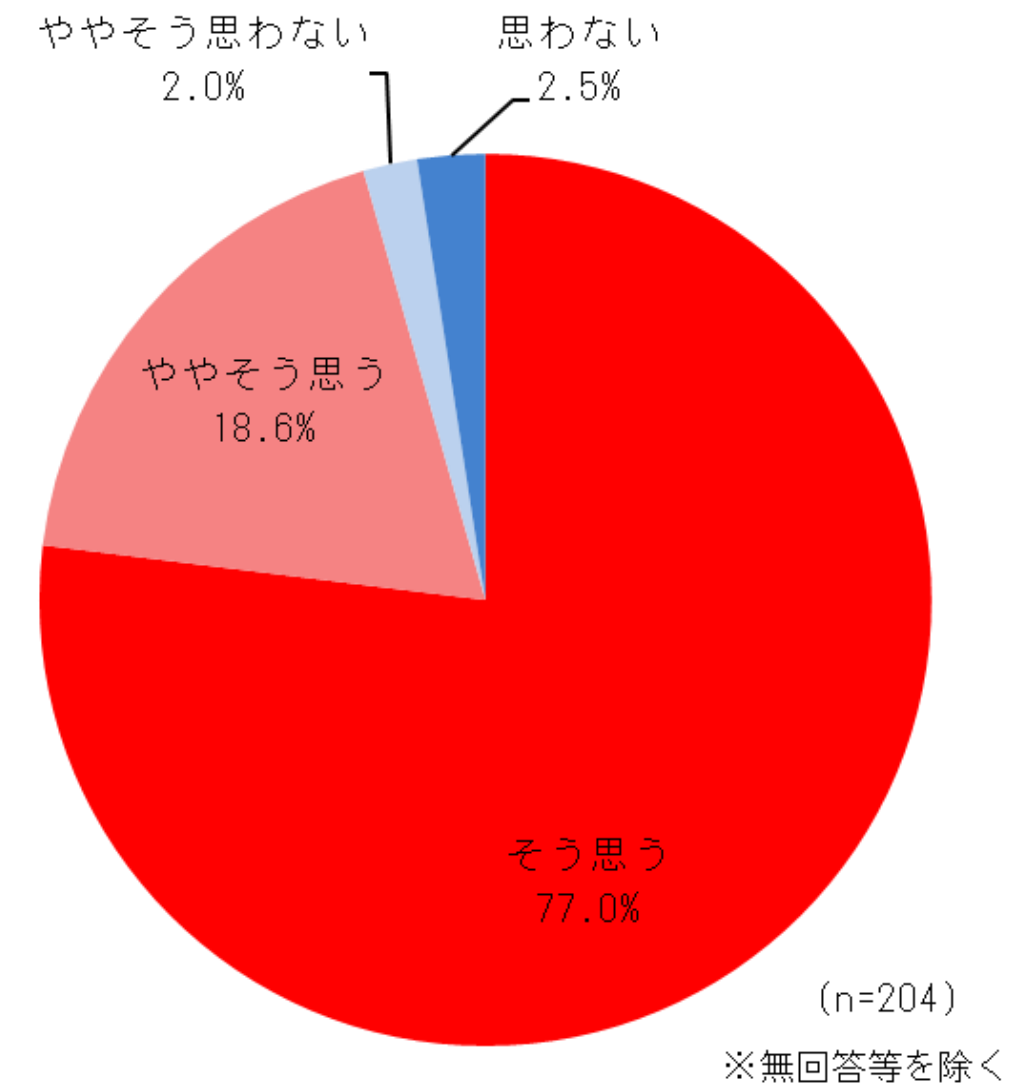
- 住民・来訪者がそれぞれ公共交通の利便性が暮らしの安心・再訪問につながるかという問いにややそう思う、そう思うと回答した方が9割以上
- インタビュー調査の結果約97%の方が再訪問をしたいと回答、(n = 39)理由としてはスキーのため冬期に来たい、yuûmoのおかげでプールやスーパーがあり便利なが分かったからなど

住民



公共交通の利便性向上は
暮らしの安心につながるか

来訪者

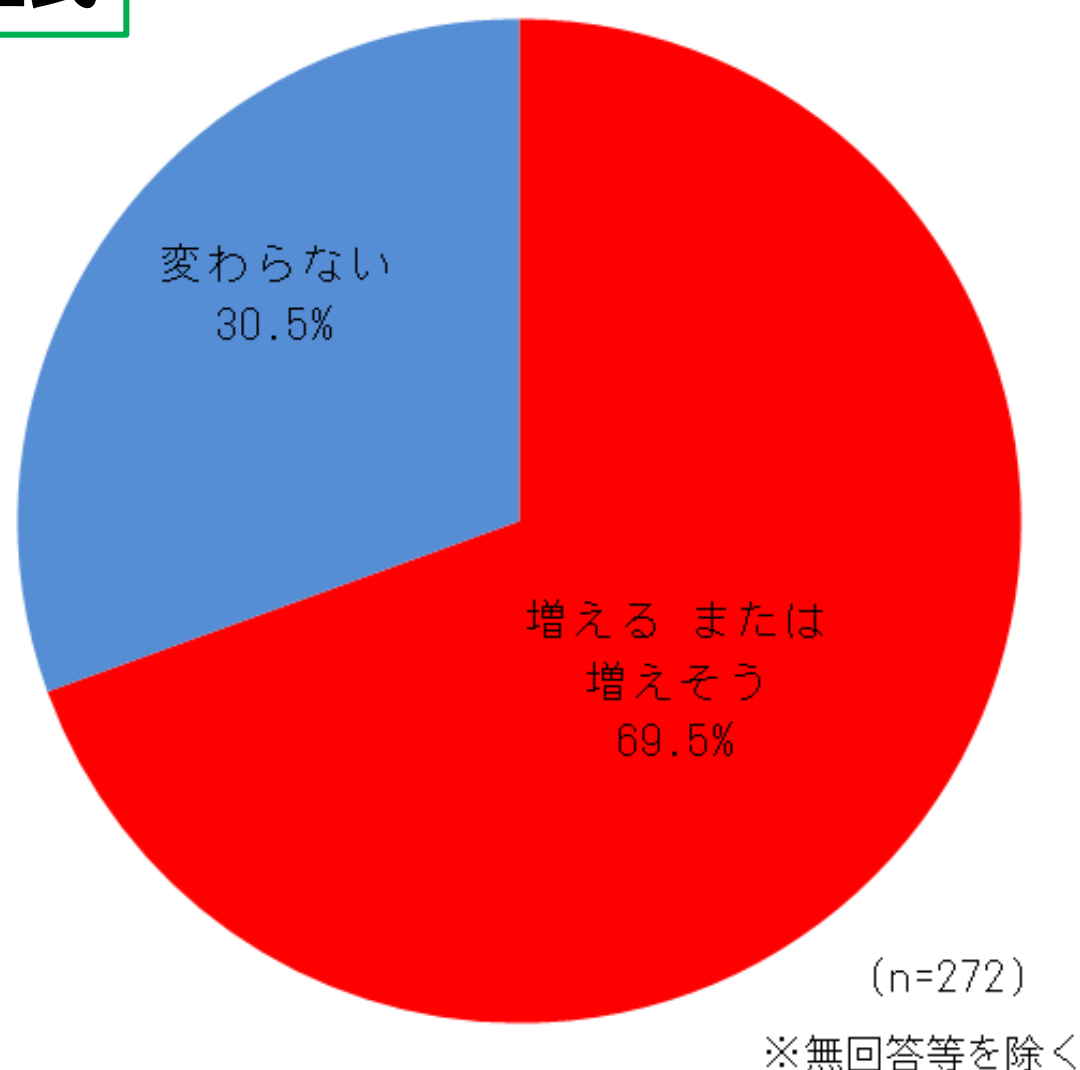


公共交通の利便性向上は
再訪問につながるか

- 住民・来訪者ともにおでかけ回数が増えそうと回答した人が多い

→yuûmoによっておでかけが創出されたことが示唆される

住民



来訪者

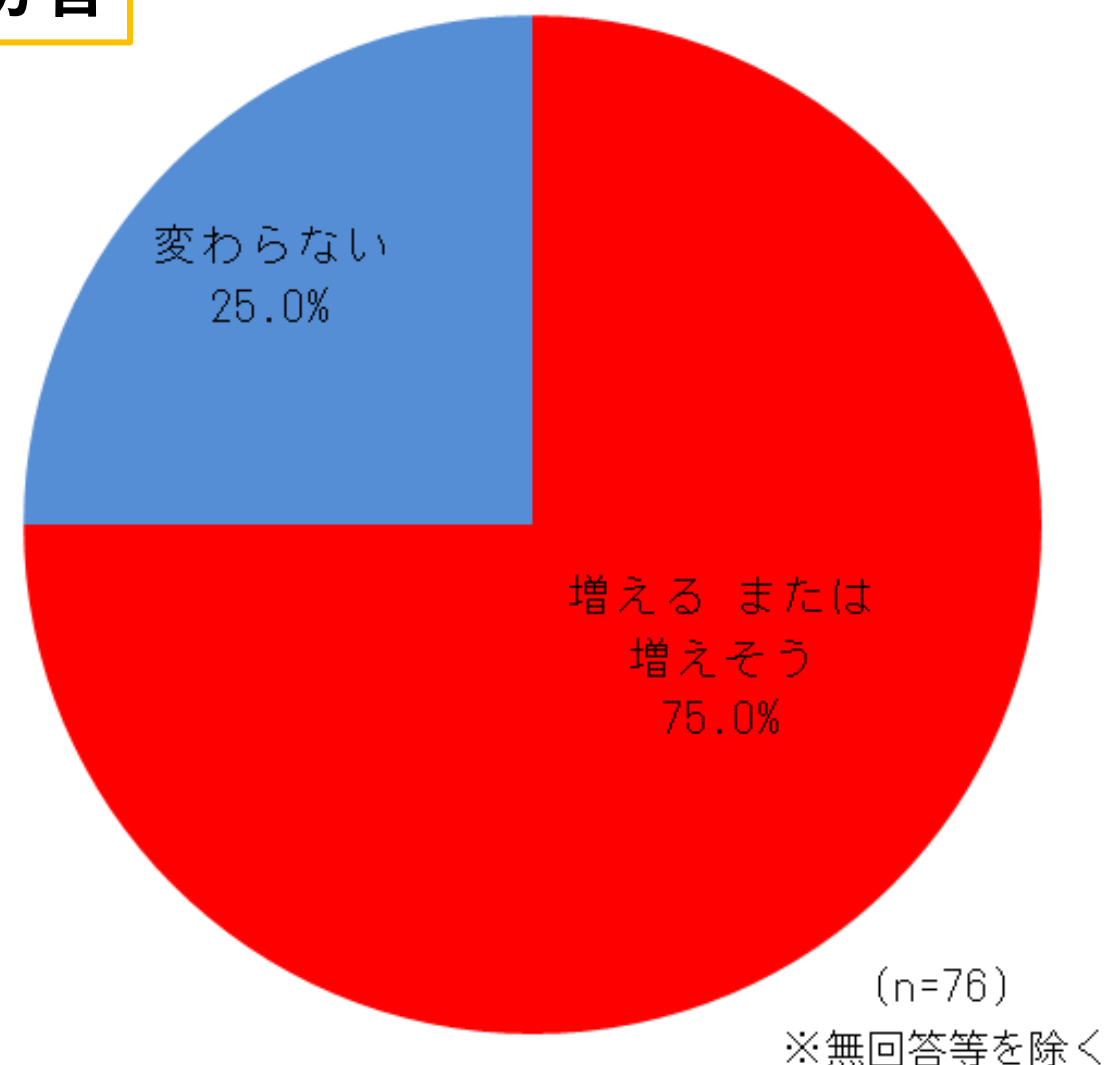


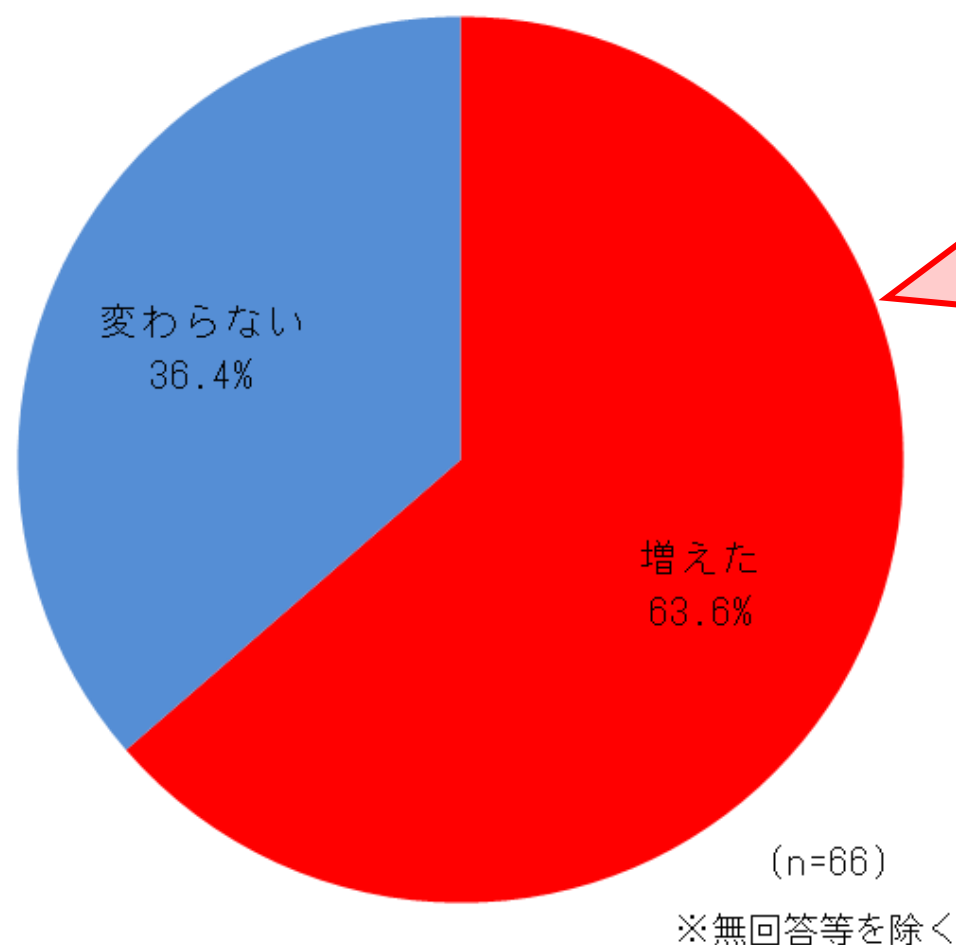
図 yuûmoによっておでかけは増えそうか（増えたか）

※ビンゴ形式では“増えそうか”で質問。
インタビュー調査ではおでかけが“増えたか”で質問。

- インタビュー調査で、おでかけの増加回数、新たな目的、場所を調査した

→おでかけが実際に増えたと回答した人は約6割、そのうちおでかけ増加回数は約0.9回/日

(n = 36)増加し、目的は買い物、食事、レジャーであることが分かった



○新しく出かけるようになった目的と場所

- ・ 買い物 — のぐち、はりまや（回答数：12）
- ・ 食事 — 越後湯沢駅（回答数：4）
- ・ レジャー — プールオーロラ、フィッシングパーク、大源太（回答数：9）

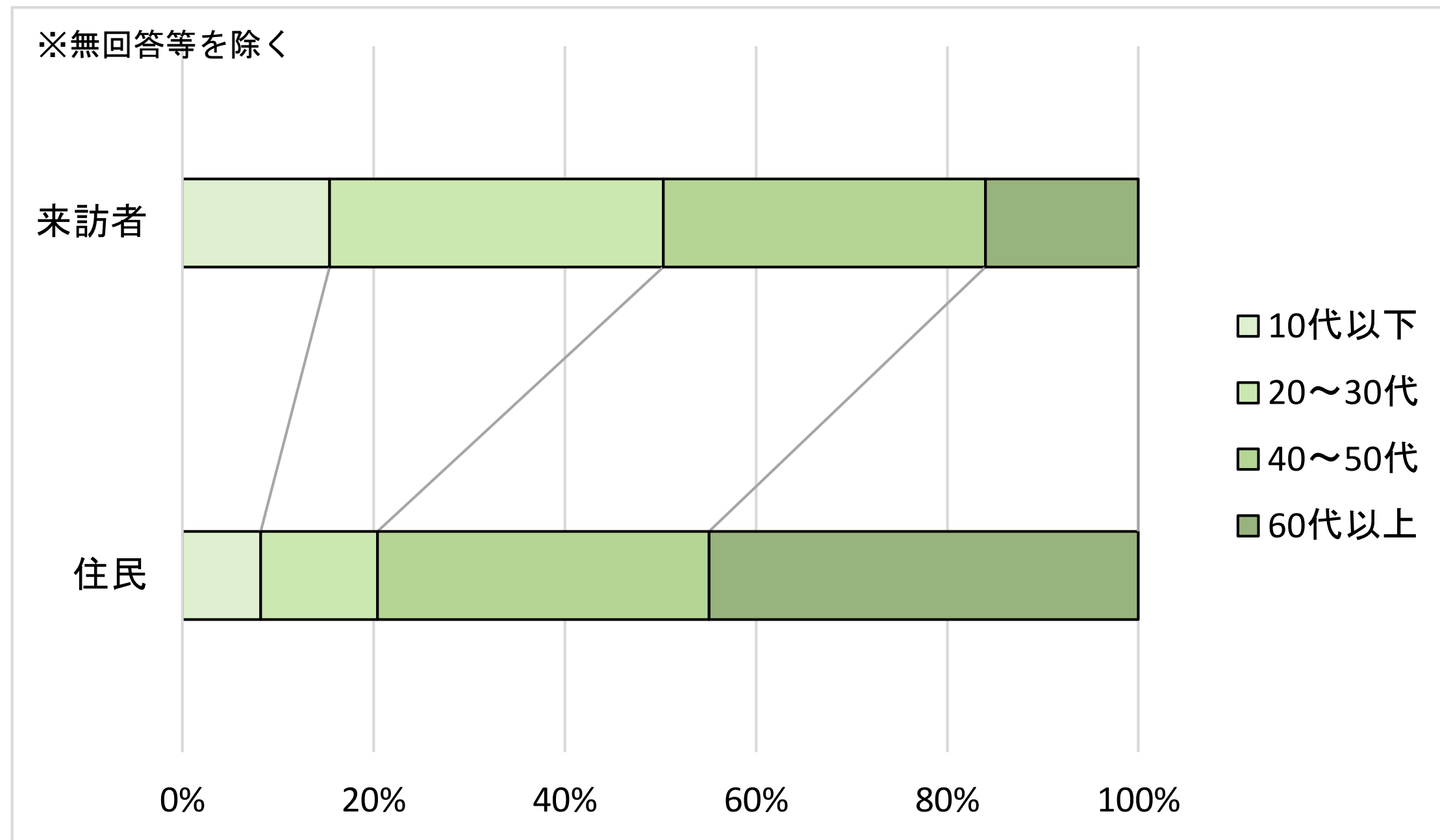


○おでかけが増えた理由

- ・ 定額なので何回乗っても良いから。
- ・ 徒歩からバスでの移動に変わったため
- ・ 約30分間隔の運行のため、前より出かけるようになった。
- ・ 車が無くても周回できる。
- ・ 食事に行きやすくなった。
- ・ 既存の路線バスが早く終わるため

図 yuûmoによっておでかけは“増えた”か

- 住民は高齢者の利用が多い。
 - 買い物や食事のための移動に課題を抱えていた高齢者から利用されていた可能性がある。
- 来訪者は若い世代の利用が多い。
 - 自動車を運転できる世代の行動変容に寄与している可能性がある。



湯沢町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号 以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年堀津第183号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、湯沢町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、湯沢町大字神立300番地 湯沢町役場内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

(1) 再生法に関すること。

ア 計画の作成及び変更に関すること。

イ 計画の実施に関すること。

(2) 運送法に関すること。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。

(4) その他協議会が必要と認めること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 関係する都道府県又は市区町村

(2) 関係する交通事業者又は道路管理者等

(3) 地方運輸局

- (4) 学識経験者
- (5) 町民又は地域公共交通の利用者
- (6) 関係する公安委員会
- (7) 関係する交通事業者の運転者が組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

- 2 会長は、湯沢町長をもって充てる。
- 3 副会長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することと

する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、湯沢町のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第 10 条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、湯沢町総務部企画政策課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 14 条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 15 条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第 16 条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める、

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

湯沢町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、湯沢町地域公共交通活性化協議会規約第 11 条の規定に基づき、湯沢町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長・事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、湯沢町総務部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、湯沢町総務部企画政策課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、湯沢町総務部企画政策課職員及びその他必要な者をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文章の取扱い)

第 5 条 事務局における文章の収受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、湯沢町において定められている文章の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、湯沢町において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
湯沢町地域公共交通活性化協議会長之印	湯沢町地域公共交通活性化協議会長之印	てん書	18mm × 18mm	会長名をもって発送する文書	1 個	事務局長

湯沢町地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湯沢町地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、湯沢町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、湯沢町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎年会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

(歳入歳出予算科目)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を越えて予算を流用したとき、又は、予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

- 2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手續きについて適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續きは、出納員が行う。

- 2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

湯沢町地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湯沢町地域公共交通活性化協議会規約第14条の規定に基づき、湯沢町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 委員は会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、湯沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第4号）に準ずるものとする。ただし、次に掲げる委員の報酬については、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 1回につき10,000円

(関係者の出席を求めた場合の対応)

第3条 規約第9条5項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前条の規定を準用する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

令和4年4月1日から施行する。

令和 4 年度事業計画（案）

1. 事業内容

No	事業	時 期
1	湯沢町地域公共交通計画の策定	令和 4 年度中

2. 協議会の開催

協議会	内容	時 期
第 1 回	・ 委嘱状の交付 ・ 湯沢町公共交通協議会について ・ 監査員の選出について ・ 令和 4 年度事業計画（案）及び予算（案）と金融機関について ・ 湯沢町公共交通計画の策定について	令和 4 年 4 月 18 日
第 2 回	・ 地域公共交通計画策定に向けたアンケート調査の実施について	令和 4 年 7 月頃
第 3 回	・ 地域公共交通計画策定に向けたアンケート調査の結果等について	令和 4 年 11 月頃
第 4 回	・ 地域公共交通計画（案）について	令和 5 年 1 月頃
第 5 回	・ 地域公共交通計画の制定について	令和 5 年 3 月頃

1 収入

（単位：円）

款	項	目	予算額	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	4,010,000	町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,607,000	国庫補助 地域公共交通調査事業（計画策定事業）
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
合 計			5,617,000	

2 支出

（単位：円）

款	項	目	予算額	摘要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	240,000	委員報酬、委員費用弁償
	2 事務費	1 事務費	20,000	口座振替手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,357,000	地域公共交通計画策定業務委託
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	
合 計			5,617,000	

■金融機関について（協議会財務規程第5条関係）

協議会に属する現金等は、以下の金融機関に預け入れる。

（金融機関名）第四北越銀行 湯沢支店

湯沢町地域公共交通計画の策定について

1. 地域公共交通計画について

地域公共交通計画は「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画であり、「地域公共交通の活性化及び再々に関する法律」に地方公共団体が作成するよう努めなければならないと定められている計画である。

また、地域公共交通計画の作成にあたっては、地域の移動に関する関係者を集めた協議会において協議のもとで作成することとされている。

2. 湯沢町地域公共交通計画の目的

湯沢町では、ほとんどの家庭が自家用車を有しており、路線バスや電車といった公共交通については、利用者が通学や一部の高齢者に限られている。一方、年間 400 万人近い方が訪れる観光地でありながら、新幹線の停車駅である JR 越後湯沢駅から各観光地又は宿泊施設やスキー場等のレジャー施設への二次交通は専ら、各施設の送迎バスに依存した効率の悪い交通環境となっていることから、町内の公共交通体系を見直し、持続可能な公共交通体系を構築することを目的として、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、湯沢町地域公共交通計画（以下「計画」という。）作成する。

3. 計画作成に向けた実施内容

計画の作成に向け、以下の内容を実施する。

①公共交通の現況整理

上位計画や関連計画、過去の実証運行の結果など、既存資料の収集・整理から、本町の地理的条件や道路網の状況、人口分布、施設立地（病院、公共施設、商業施設等）など地域特性を把握・整理する。

②地域住民のニーズ把握

地域住民や公共交通利用者を対象としたアンケート調査により、各戸の住民の移動先、時間帯、手段などを網羅的に把握し、地域全体の移動需要を整理する。

（配布数：町民 1,000 票 路線バス利用者：1,000 票を予定）

③湯沢町地域公共交通計画（案）のとりまとめ

現況整理及び住民ニーズ把握調査などの結果をもとに、持続可能な公共交通網の形成にあたっての問題点や課題を整理し、上位計画や関連計画を踏まえつつ、地域にとって望ましい公共交通網のあり方についての基本方針をまとめる。また、基本方針に沿って、持続可能な公共交通網の形成に向けた目標、事業の実施主体、スケジュール等を具体的に反映させた計画を取りまとめる。

④湯沢町地域公共交通活性化協議会の開催

計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための協議会を開催する。（資料 9 令和 4 年度事業計画（案）に記載のとおり開催予定）

4. 計画作成業務委託

計画作成業務は、新潟県が立ち上げた地域活性化リーディングプロジェクトの一環として令和2年度及び令和3年度に湯沢版 MaaS 事業の業務を請け負った実績を踏まえ、町内の交通環境に精通している下記の事業者へ、予算の範囲内において業務を委託する。

- ①業務委託先：エヌシーイー株式会社（新潟市中央区美咲町1丁目7番25号）
- ②業務委託内容：資料12 湯沢町地域公共交通計画作成業務委託仕様書のとおり
- ③委託時期：令和4年5月下旬から6月頃

5. 国の補助金申請について

計画策定に係る事業費（上記3の実施内容に係る費用）について、国の補助金を活用する。

- ①補助金名称：令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業）
- ②申請者：湯沢町地域公共交通活性化協議会
- ③申請時期：令和4年度4月下旬の予定

湯沢町地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1 業務の目的

湯沢町では、ほとんどの家庭が自家用車を有しており、路線バスや電車といった公共交通については、利用者が通学や一部の高齢者に限られている。一方、年間 400 万人近い方が訪れる観光地でありながら、新幹線の停車駅である JR 越後湯沢駅から各観光地又は宿泊施設やスキー場等のレジャー施設への二次交通は専ら、各施設の送迎バスに依存した効率の悪い交通環境となっていることから、町内の公共交通体系を見直し、持続可能な公共交通体系を構築することを目的として、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、湯沢町地域公共交通計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 対象地区

湯沢町の全域

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

4 業務内容

（1）計画の策定

湯沢町における「利便性が高く持続可能な公共交通のすがた」について、具体的な施策を検討し、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、計画を策定する。なお、計画の策定にあたって必要な作業項目は下記を予定するが、最終的な内容については、湯沢町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と協議のうえ決定する。

①公共交通の現況整理

- ・ 社会状況、公共交通の利用状況等
- ・ 上位計画、関連計画

②町民及び利用者のニーズ

③地域公共交通の考え方

- ・ 公共交通体系
- ・ 計画目標
- ・ 評価指標

④具体的な施策

- ・ 目標達成に向けた施策
- ・ 事業スケジュール

（2）計画策定に向けた調査

①町民へのアンケート調査

町民を対象にアンケート調査を実施することにより、町民の移動実態や公共交通に求めるニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とする。また、冬期における需要を把握できるよう工夫する。アンケートは下記を予定するが、詳細は協議会と協議のうえ決定する。

- ・調査対象：町民（1,000票配布、回収率：50%を想定）
 - ・調査方法：郵送配布、郵送回収
 - ・把握事項：居住地、移動目的、利用している交通手段（季節による違い等）
- ※調査票の作成や発送、回収にかかる費用（印刷費、郵送費）は、受託者側の負担とする

②利用者へのアンケート調査

路線バス利用者を対象にアンケート調査を実施することにより、利用者の移動実態や公共交通に対する改善用武藤を把握し、計画策定の基礎資料とする。また、冬期における需要を把握できるよう工夫する。アンケートは下記を予定するが、詳細は協議会と協議のうえ決定する。

- ・調査対象：路線バス利用者（1,000票配布、回収率：30%を想定）
平日で500票、休日で500票を配布
 - ・調査方法：調査員による直接配布、郵送回収
 - ・把握事項：居住地、移動目的、来訪交通手段（季節による違い等）
- ※調査票の作成や回収にかかる費用（印刷費、郵送費）は、受託者側の負担とする

③交通事業者へのインタビュー調査

湯沢町の公共交通の課題把握あるいは具体的な施策の持続可能性の検証を目的として、湯沢町内の交通事業者を対象にインタビュー調査を実施する。調査は、個別訪問（オンラインも可）にて行うものとする。

調査対象は、路線バス事業者、タクシー事業者、送迎バス運行事業者からおおむね5社程度とする。また、冬期における需要を把握できるよう工夫する。アンケートは下記を予定するが、詳細は協議会と協議のうえ決定する。

④協議会の運営補助

計画策定に伴う、湯沢町地域公共交通活性化協議会における必要な資料作成及び協議会への出席と議事要旨の作成を補助する。協議会の開催回数は、4回程度を予定する。

- ・協議会資料作成：3回
- ・協議会出席：3回
- ・議事要旨作成：3回

5. 成果品及び納入先

本業務の成果品は下記のとおりとし、著作権は協議会に帰属するものとする。

- ①計画書（案）：1部（A4判、縦）
- ②上記①を記録した電子媒体：1式（電子媒体はCD）

成果品の納入先は、協議会事務局の湯沢町総務部企画政策課とする。